

# 2020年度 日帰り人間ドックの利用について

皆様の健康支援の一環として、年度に1回の受診に限り、日帰り人間ドックの費用補助をしております。

2020年度につきましても、(一財)日本健康文化振興会に委託して実施します。

ご希望の方は、下記期間内に利用申込および受診をしてください。

詳しくは健保ホームページ (<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)

「2020年度日帰り人間ドック」をご覧ください。



## 2020年度からの変更事項

- FAXまたは郵送による「ドック申込案内申請」がWEBからの利用申込になります！  
事前の案内一式書類がなくなり、医療機関へ直接予約後(委託先を通しての予約の場合も)、WEBからの利用申込で手続きが完了となります。  
※FAXまたは郵送でも利用申込ができます。
- 個人負担金(10,000円)が医療機関窓口でのお支払いになります！  
郵便局からの事前振込がなくなり、受診当日に医療機関窓口でお支払いとなります。  
※一部、受診後にお振込(コンビニ・郵便局)となる医療機関がございます。
- 受診資格年齢が「受診時点35歳以上」から「年度末35歳以上」に変更となりました。
- オプション検査(脳・肺)の受診資格年齢が「受診時点40歳以上」から「年度末40歳以上」に変更となりました。

## 2020年度 利用申込期間および受診期間

|                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 利用申込期間<br>(希望受診日の1カ月前) | 2020年4月1日(水)～2021年1月29日(金) |
| 受診期間                   | 2020年5月1日(金)～2021年2月28日(日) |



健診機関へ直接予約された方の日本健康文化振興会への利用申込忘れが見受けられます。  
利用申込手続きなく受診された場合は、費用補助ができません。



被扶養者と任意継続被保険者の方は、けんぽ共同健診(特定健診・主婦健診)との重複受診はできません。



申し込み時に資格を有する方であっても、受診時に資格を喪失している場合は受診できません。  
もし資格喪失日以後(遡り喪失の場合を含む)に受診された場合や、けんぽ共同健診(特定健診・主婦健診)との重複受診の場合は、後日当健保組合補助金額の返還請求をさせていただきます。